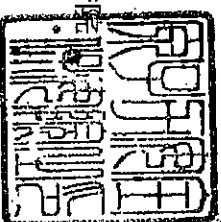


経済産業省

平成18・08・17原院第1号

平成18年9月19日

火薬類取締法施行規則第4条第1項第13号の解釈について(内規)



経済産業省原子力安全・保安

平成18年3月31日付けで火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令(平成18年経済産業省令第27号)が公布されたことに伴い、下記のとおり「火薬類取締法施行規則第4条第1項第13号の解釈について(内規)」を制定する。

記

火薬類取締法施行規則(昭和25年通商産業省令第88号。以下「規則」という。)第4条第1項第13号について、次のとおり解する。

規則第4条第1項第13号イの「爆発又は発火のおそれがないと認められる危険工室」とは、次の(1)から(4)までのいずれかに掲げる危険工室をいう。

- (1) 硝安油剤爆薬又は含水爆薬の製造に係る危険工室
- (2) (1)以外の種類の火薬類の製造に係る危険工室であつて、当該火薬類が床面への落下等による衝撃又は摩擦(以下「衝撃等」という。)を受けても爆発又は発火が生じないことが、危険工室内で起こり得る最大の衝撃等を想定した落下又は摩擦に対する試験(例えば、日本工業規格K4810(2003)「火薬類性能試験方法」に規定する落つい感度試験及び摩擦感度試験並びにこれに準じて実施するものをいう。以下単に「試験」という。)により確認された危険工室
- (3) 危険工室で取り扱う火薬類が水分若しくはアルコール等の溶剤で湿潤させた状態、又は金属等の外殻若しくは包装容器で覆われた状態であることにより、当該火薬類が衝撃等を受けても爆発又は発火が生じないことが試験により確認された危険工室

(4) 危険工室の床面を水で濡らした状態にすることにより、当該危険工室で取り扱う火薬類が衝撃等を受けても爆発又は発火が生じないことが試験により確認された危険工室

附 則

本内規は、平成18年10月1日から施行する。